

特定生産緑地（瀬戸市）の解除

5 瀬都第482号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月8日

瀬戸市長 川本 雅之

【解除一覧】

No.	団地番号	生産緑地の所在地	地積(m ²)
1	12-29-3	幡山町105番1	1,532